

第 26 回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和 5 年 7 月 25 日 13 時 30 分
- 開催場所 阿南市役所 602 会議室
- 出席委員 井出部長・久米寛治副部長・南部委員・幸田委員・中村委員・久米博委員・吉岡委員・阪井委員・竹内委員・厚田委員・久積委員・遠藤委員・山本委員・高谷委員・尾崎委員・植田委員・西野委員
- 欠席委員 岡部委員・森委員
- 数藤局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第 27 条第 3 項により会議の有効性を報告
- 井出部長 (部長挨拶)
それでは第 26 回農地部定例会を始めさせていただきます。
本日の議事録署名者は長生地区の久積委員と加茂谷地区の高谷委員にお願いいたします。
それでは、本日の議事に入りたいと思います。
- 第 1 号議案 非農地証明願について
第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 4 号議案 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づく農用地利用集積計画について
- 議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。それでは椿地区からお願いします。
- 久米寛治委員 はい、椿地区今回議案はございません。
- 井出部長 次に、福井地区をお願いします。
- 南部委員 それでは福井地区からご報告します。福井地区は 7 月 20 日に福井公民館にて椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。
議案書の 5 ページをお開きください。第 4 号議案「委員による朗読・説明」

地区部会では、許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

井出部長 次に、橘地区お願いします。

南部委員 はい、橘地区今回議案はございません。

井出部長 次に、新野地区お願いします。

中村委員 はい、新野地区今回議案はございません。

井出部長 次に、桑野地区お願いします。

久米博委員 はい、桑野地区今回議案はございません。

井出部長 次に、見能林地区お願いします。

吉岡委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は7月21日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

井出部長 次に、富岡地区お願いします。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は7月21日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

井出部長 次に、宝田地区お願いします。

厚田委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は7月21日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

井出部長 次に、長生地区お願いします。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は7月20日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

井出部長 次に、中野島地区お願いします。

遠藤委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は7月20日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

井出部長 次に、大野地区お願いします。

山本委員 それでは大野地区からご報告します。大野地区は7月19日に上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の2から3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

井出部長 次に、加茂谷地区申し上げます。

高谷委員 それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は7月19日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

井出部長 次に、那賀川地区申し上げます。

尾崎委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は7月19日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

井出部長 次に、羽ノ浦地区申し上げます。

植田委員 それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は7月20日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3から4ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6から7ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

井出部長 それでは、各地区からご報告いただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

尾崎委員 耕作放棄地に関連して、農業委員会主導で、非農地認定進められないか。

事務局 あくまでも申請主義で対応しているところである。なお、平野部においては、周辺への影響が出やすく、非農地認定を行うよりも放棄地解消することが優先ではないかと考えております。

山本委員 4ページの第3号議案No.1の案件について、当地は、大野住民センターが存在することにより、第2種相当となり太陽光発電施設の許可ができるものであるようですが、周囲は農地が広がっており（住民センターがなければ、第1種相当）、改めて、許可相当の理由を確認したい。

事務局 地区審議でも説明あったかと思いますが、委員がおっしゃる通り、住民センターから500m以内に位置することと、当地が圃場整備地でないことから、第2種相当となり太陽光発電施設の許可ができるものとなっております。

山本委員 当地近辺では、将来的に圃場整備も検討しており、このままこの案件を認めるしかないのですか。

事務局 現在の状況としては、農用地区域除外を完了し、本申請書には、那賀川南岸土地改良区の意見書の交付を受けていることから、書類上、特に問題はないと思われます。

山本委員 農業委員会事務局は、この案件について、現場確認を行っていますか。

事務局 2,000㎡以上の大規模案件であれば、事務局も事前現場確認を行っているが、本案件は、それ以下であるため、行ってはいない。あくまでも写真や地図情報データでの確認にとどまっている。なお、個々の案件での現場確認

や申請人への聞き合わせ等は、各地区の委員さんが行うものであると理解している。

なお、本案件では、地区審議で許可相当とのことですので、これ以上協議は、不要と考えております。

吉岡職代 農用地区域除外について、農業委員が事前に情報を知ることはできないか。耕作担い手の確保など少しでも、協力できることがあるかもしれないので、どうでしょうか。

事務局 農用地区域除外については、市農林水産課の所管であり、誰でも知り得る機会である、縦覧という形で住民に意見を求めている期間があります。個々の案件で、個別に相談していることはありますが、一律に情報共有することは、農林水産課との協議も必要ですので、来月の地区部会で検討結果をお知らせしたいと思います。

西野委員 住民センターから500m以内の規定以外に勘案すべき点はありますか。また、複数の意見もあるので、継続審議にしてはどうか。

事務局 農地法の例外規定を適用できることと、那賀川南岸土地改良区の意見書の交付を受けていることから、周辺への営農に対する一定の検討も終えており、本案件を継続審議にする理由が見当たらない。逆に申請人から農業委員会に対して説明を求められ場合、回答に窮すると思います。

山本委員 分かりました。許可やむなしで結構です。

井出部長 それでは、他に意見もないようなので、採決に入りたいと思います。第1号議案から第4号議案まで一括して承認してよろしいか。

一同 異議なし

井出部長 はい、それでは、ただいまの審議結果を事務局より報告してもらいます。

数藤局長 報告します。第26回農地部定例会議案については、全て承認です。

井出部長 以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

井出部長 はい、特にないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

事務局 なし

井出部長 以上をもちまして、第２６回農地部定例会を閉会いたします。次回は、８月２５日で予定いたしております。本日はご苦労さまでした。

閉 会